

## 災害時における通信障害の復旧作業に伴う障害物等除去に関する覚書

千葉市（以下「甲」という。）と東日本電信電話会社株式会社千葉事業部（以下「乙」という。）は、令和2年8月6日に締結した「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、災害時において大規模通信障害が発生した際に甲乙連携する作業及び予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）、道路法その他関係法令及び千葉市地域防災計画に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行い、もって大規模通信障害を早期に復旧することを目的とする。

### （対象区域）

第2条 対象とする区域は、道路法その他関係法令及び千葉市公有財産規則などに基づき甲が管理している国道、県道、市道、千葉市法定外道路条例による指定道路、里道、農道等に関連する区域とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

### （定義）

第3条 「復旧作業」とは、通信障害の応急措置等を行うための次の各号の作業をいう。

- （1）通信ケーブルや電話柱など通信設備が損傷しており、その応急措置等の実施に伴い必要な接触している樹木などの障害物の除去等。
- （2）通信ケーブルや電話柱など通信設備の損傷などにより、道路の通行に支障を生じさせている通信設備の除去等。

2 「啓開作業」とは、道路の交通に支障となる障害物の除去等を行うための次の各号の作業をいう。

- （1）前項第1号の復旧作業に伴い除去される以外の障害物の除去等。
- （2）復旧作業の現場内において、復旧作業又は道路を通行させるために必要な障害物の除去等。
- （3）復旧作業現場への進入路を塞いでいる障害物の除去等。

3 「予防措置」とは、通信ケーブルや電話柱などの周辺において、災害時の倒木を未然に防止するため、平常時（災害によるものではない。）に伐採や剪定を実施することをいう。

(復旧作業及び啓開作業の協力)

- 第4条 乙は、応急措置等を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、依頼にあたっては協議の上、書面をもって行うこととする。
- 2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その依頼に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。
  - 3 甲が復旧作業を実施するにあたり、通信ケーブル等に接触している障害物の除去等作業で、甲自ら実施することが、困難な場合、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を依頼し、甲は同技術員の指示に基づき、除去等を行う。
  - 4 乙は、前項により、甲からの技術員の派遣依頼に基づき、直ちに乙の技術員を派遣する。
  - 5 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業を依頼することができる。なお、依頼にあたっては協議の上、書面をもって行う。
  - 6 乙は、前項の依頼が正当であると認めるときは、その依頼に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業を実施する。
  - 7 甲及び乙は、双方による資機材、労力を効果的に発現するため、状況に応じて、甲乙協力して同じ現場にて復旧作業及び啓開作業を行うことを要請することができる。この場合において、同条第2項、第3項、第5項及び第6項を準用する。
  - 8 第1項、第5項及び第7項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。
  - 9 災害などの状況により、応急措置等を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第1項又は第5項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。

(費用負担)

- 第5条 第4条第2項及び第9項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。
- 2 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。
  - 3 第4条第7項により実施した復旧作業及び啓開作業に要した費用については、各々で要した費用を各々が負担することとする。
  - 4 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第6条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法その他関係法令に基づき、他人の土地を一時使用できる。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、広範囲の長時間通信障害発生時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業及び啓開作業の連携等のため別図の「復旧作業および啓開作業における連携フロー」及び別表の「復旧作業、啓開作業の連絡体制」により連絡体制を確立する。

2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新のうえ、甲乙共有する。

(実施責任)

第8条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力の伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

3 第4条第3項に基づく技術員の指示による作業については、乙が責を負うが、甲が乙の指示に従わず、独自に作業を実施した場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は重大な過失により相手方の施設等を損傷した場合、道路法及び民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(その他)

第10条 甲及び乙は、通信設備への被害が想定される箇所の予防伐採について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じる。

(定めのない事項等)

第11条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月6日

千葉市中央区千葉港1番1号

甲 千葉市

千葉市長 熊谷 俊人

千葉市美浜区中瀬一丁目3番地

乙 東日本電信電話株式会社

取締役 千葉事業部長 境 麻千子